

# 少子・高齢化対策特別委員会

## 第5次福岡市子ども総合計画（目標3）の取組状況について

**資料** 第5次福岡市子ども総合計画の取組状況  
～目標3「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」～

**参考** 子どもに関するデータ集

**別冊** 第5次福岡市子ども総合計画

令和4年1月

こども未来局



## 第5次福岡市子ども総合計画の取組状況

～ 目標3「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」～

- I 第5次福岡市子ども総合計画の概要
- II 目標3「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」の  
取組状況

## I 第5次福岡市子ども総合計画の概要

### 1 計画の位置づけ等

#### (1) これまでの経緯

平成12年	「福岡市子ども総合計画」策定
平成17年	「福岡市子ども総合計画」(次世代育成支援行動計画・前期計画)として見直し
平成22年	「新・福岡市子ども総合計画」(次世代育成支援行動計画・後期計画)として見直し
平成27年	「第4次福岡市子ども総合計画」策定
令和2年3月	「第5次福岡市子ども総合計画」策定

#### (2) 計画の位置づけ

- 上位計画である「福岡市総合計画」に即し、子どもに関する分野の基本的な計画として、施策の総合的・計画的な推進を図る。
- 下記計画として位置付ける
  - ・子ども・子育て支援法に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」
  - ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「福岡市子ども・若者計画」
  - ・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」
  - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」
  - ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「福岡市子どもの貧困対策推進計画」

(3) 計画の期間 令和2年度から令和6年度までの5年間

(4) 計画の対象 すべての子ども・若者と子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、行政など、すべての個人・団体

### 2 計画の基本方針

#### (1) 基本理念

##### すべての子どもが夢を描けるまちをめざして

子どもは、大人とともに社会を構成する一員であり、未来を創るかけがえのない存在です。子ども一人ひとりが自分らしく健やかに成長できるよう、それぞれの個性や価値観を尊重するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支えます。

また、子どもがさまざまな人との交流や体験を通して、豊かな人間性や社会性、主体性を身につけ、将来に夢を描き、チャレンジしながら、社会の一員として自立した大人へと成長できるまちをめざします。

#### (2) 基本的視点

- 視点1 すべての子どもの権利の尊重
- 視点2 すべての子ども・子育て家庭の支援
- 視点3 支援へのアクセス向上
- 視点4 地域や市民との共働
- 視点5 社会全体での支援

### 3 施策の方向

#### 目標 1 安心して生み育てられる環境づくり

##### 【施策の方向性（抜粋）】

- 母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援や妊娠・出産・育児に関する情報提供を行うなど、母子保健施策の充実を図る。
- 質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制・人材の確保、多様な保育サービスの一層の充実に取り組む。
- 身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、一時預け先の確保、身近な子育て相談、地域における人材の育成などに取り組む。
- 障がいの早期発見と早期支援、そして“ノーマライゼーション”の理念のもとに、一人ひとりの自立をめざした支援・療育体制の充実に取り組む。

施策 1 母と子の心と体の健康づくり

施策 4 障がい児の支援（乳幼児期）

施策 2 幼児教育・保育の充実

施策 5 子育てを応援する環境づくり

施策 3 身近な地域における子育て支援の充実

#### 目標 2 子ども・若者の自立と社会参加

##### 【施策の方向性（抜粋）】

- 放課後や長期休暇などに子どもたちが安全に過ごし、それぞれの状況に応じて主体的に活動できる場を充実させるとともに、地域における居場所づくりや支え合いの活動を支援する。
- 子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取組みを推進する。
- ひきこもりや無業の状態にあるなど社会生活上の困難を有する若者や家族について、学校等の関係機関と連携して早期に把握し、ニーズに応じた適切な支援機関や団体につなぐための相談機関の設置を検討するとともに、年齢階層で途切れることなく複合的な困難にも対応するため、「縦と横のネットワーク」による連携体制を強化する。

施策 6 子どもの居場所や体験機会の充実

施策 8 若者等の相談支援と居場所の充実

施策 7 青少年の健全育成と自己形成支援

施策 9 障がい児の支援（学童期以降）

#### 目標 3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

##### 【施策の方向性（抜粋）】

- 子どもに関する相談支援体制を充実させるとともに、一元的な電話相談・通告窓口の機能を整備する。
- 妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するための在宅支援サービスを充実させる。
- ひとり親家庭の生活、学び、就業などを支援する様々な給付制度やサービスの充実、利用促進に取り組む。
- 子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進する。
- 継続的な里親のリクルートによる受け皿の確保や里親の支援・研修などに取り組むとともに、里親や社会的養護関連施設から社会へ自立する子どもの支援を強化する。

施策 10 子ども家庭支援体制の充実

施策 13 子どもの貧困対策の推進

施策 11 児童虐待防止対策と在宅支援の強化

施策 14 社会的養護体制の充実

施策 12 ひとり親家庭の支援

施策 15 子どもの権利擁護の推進

## Ⅱ 目標3「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」に向けた取組状況

### 現状と課題

- 収入の水準が低い世帯やひとり親世帯においては、コロナの影響に十分留意して、今後の対策を検討する必要がある。
- 子育て家庭の相談ニーズは非常に高い状況。
- こども総合相談センターにおける児童虐待相談対応件数は5年連続で増加、心理的虐待や身体的虐待が増加するほか、放任虐待（ネグレクト）に関する相談・通告も依然として高い。
- ひとり親家庭における乳幼児の保護者は、子育てに関して不安や負担を感じる割合が高く、ひとり親家庭への支援が求められている。
- 世帯収入が低い世帯は、全世帯に比べて学習支援や居場所、体験の機会、相談体制等の充実が必要
- 家庭養育を推進してきた結果、里親等委託率は大幅に上昇するとともに、乳児院と児童養護施設の入所児童数は年々減少している。
- すべての子どもの意見が尊重され、その「最善の利益」が優先して考慮される社会づくりが求められている。

など

### 施策の方向性

- 人数制限やオンラインの活用等必要な対応を行うなど、感染防止対策を徹底しながら、教育や生活の支援、保護者の就労の支援等に関係機関と連携して取り組む。
- 相談支援体制を充実させるとともに、一元的な電話相談・通告窓口の機能を整備する。
- 区役所・要保護児童支援地域協議会を中心に、学校や医療機関などと連携し、虐待の未然防止から、早期発見・早期対応、再発防止、被害を受けた子どもの回復と自立まで、切れ目のない取組みを社会全体で推進する。
- ひとり親家庭が抱える課題に関する相談に、身近な場所できめ細かに対応するとともに、様々な給付制度やサービスの充実、利用促進に取り組む。
- 子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進する。
- 関係機関が連携し、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族による養育や特別養子縁組への移行支援に取り組む。
- 子どもの権利を尊重し、「子どもの最善の利益」を考慮した社会全体の取組みを推進する。

など

## 施策 10 子ども家庭支援体制の充実

- ◆子どもに関する様々な相談について、子どもや家族が適切な機関で、必要な支援を受けられるよう、相談支援体制を充実させるとともに、一元的な電話相談・通告窓口の機能を整備する。
- ◆各区役所を子ども家庭総合支援拠点として身近な場所での在宅支援体制を強化し、こども総合相談センターと区役所の機能分化を推進することにより、児童虐待の発生・再発の予防などに取り組む。
- ◆子ども家庭総合支援拠点においては、子どもプラザなどと連携し、子どもや家庭を支える地域づくりを推進する。
- ◆子ども家庭支援センターの増設を検討するなど、専門的な通所相談機能を強化する。
- ◆こども総合相談センターの体制強化により、児童虐待や家庭内暴力、非行、親子関係の深刻化などに関する専門的な介入・支援を充実させる。

### 【令和3年度の取組状況】

- ・こども総合相談センターにおいて、児童虐待に関する相談・通告を含む相談件数の増加に対応できるよう児童福祉司等を増員し、専門的・総合的な相談・支援を行うとともに、各区子育て支援課において、子育てに関する相談や支援を引き続き実施している。
  - ・子ども家庭支援センターにおいて、増え続ける相談に対応するとともに、社会的養護に措置された子どもと保護者の関係再構築に向けたプログラムを実施するなど、様々な支援を行っている。また、令和3年12月に市内3か所目となるセンターの増設を行った。
- ※コロナ下においても、感染対策を十分行いながら、リスクの早期発見や相談支援の体制強化を行い、継続して子どもや保護者の支援に取り組んでいる。

主な事業	事業概要	取組状況 (令和3年度は11月末現在)
貧困の状況にある子どもを支える地域ネットワーク構築事業（施策13再掲）	貧困の状況にある子どもを支えるネットワークを構築するため、子どもの食と居場所づくりを行う民間団体の立上げ支援、研修会、情報交換会等を実施	<b>【令和2年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談実績 395件</li> <li>・子ども食堂ネットワーク化 35団体</li> <li>・食材提供の仕組みづくりと運営 JA福岡市との協働事業、ベジフルスタジアム活性化委員会との協働事業を実施</li> <li>・支援対象者（CSW/SSW）研修会、地域とSSWとの情報交換（7区）、子ども食堂実績報告会 参加者総数 127人</li> <li>・子ども食堂開設希望者向け講習会 延べ43人参加</li> </ul> <b>【令和3年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談実績 355件</li> <li>・子ども食堂ネットワーク化 36団体</li> <li>・食材提供の仕組みづくりと運営 JA福岡市との協働事業、ベジフルスタジアム活性化委員会との協働事業を実施</li> <li>・支援対象者（CSW/SSW）研修会、地域とSSWとの情報交換（7区）、子ども食堂実績報告会 参加者総数（年度終了後に集計）</li> <li>・子ども食堂開設希望者向け講習会 延べ73人参加</li> </ul>

主な事業	事業概要	取組状況 (令和3年度は11月末現在)
区子育て支援推進事業	子育て不安の解消と虐待防止に向け、区の子ども総合相談窓口である子育て支援課において日常的に相談・支援を実施	<b>【令和2年度】</b> ・区子育て支援課において、子育てに関する相談対応を行うとともに、関係機関と連携しながら、地域における子育て支援の充実にに向けた取組みを実施 <b>【令和3年度】</b> ・区子育て支援課において、子育てに関する相談対応を行うとともに、関係機関と連携しながら、地域における子育て支援の充実にに向けた取組みを実施
家庭児童相談室	区役所(保健福祉センター)家庭児童相談室において、母子・父子自立相談、婦人相談、家庭・児童相談を実施	<b>【令和2年度】</b> ・母子・父子自立相談 8,428件 ・婦人相談 6,829件 ・家庭・児童相談 23,109件 <b>【令和3年度】</b> ・母子・父子自立相談 5,736件 ・婦人相談 4,509件 ・家庭・児童相談 20,492件
要保護児童支援地域協議会(要支協)(施策11再掲)	医師、弁護士、警察、教育、保育などの機関で構成する協議会において、要保護児童等への支援を図るため、情報交換や支援内容の協議、啓発・広報などを実施	<b>【令和2年度】</b> ・市及び各区において要保護児童支援地域協議会の代表者会議を年1回開催 ・各区の要保護児童支援地域協議会では、受理会議・進行管理会議や地域において開催される関係者会議等の実務者会議を開催 延べ274回 ・個別ケース検討会議 延べ260回 <b>【令和3年度】</b> ・市及び各区において要保護児童支援地域協議会の代表者会議を年1回開催 ・各区の要保護児童支援地域協議会では、受理会議・進行管理会議や地域において開催される関係者会議等の実務者会議を開催 延べ169回 ・個別ケース検討会議 延べ200回
子ども家庭支援センター	子どもに関する家庭からの相談対応や、区からの求めに応じ、必要な援助などを行うほか、児童相談所からの委託による指導や里親・ファミリーホームなどへの支援などを実施	<b>【令和2年度】</b> ・施設数 2か所 ・相談件数 5,905件 <b>【令和3年度】</b> ・施設数 3か所(R3.12月より) ・相談件数 4,405件
こども総合相談センター	0歳から20歳までの子どもや保護者などを対象に、子どもに関する様々な問題に対して、保健、福祉、教育の分野からの総合的・専門的な相談・支援を実施	<b>【令和2年度】</b> ・電話相談 11,313件 ・面接相談 6,620件 <b>【令和3年度】</b> ・電話相談 7,990件 ・面接相談 年度終了後に集計
被害に遭った子どもの支援	事件、事故、自然災害などに子どもが巻き込まれ、身体的、心理的、行動面などに様々な反応を示すおそれが生じたときに、子どもの心の支援を実施	<b>【令和2年度】</b> ・電話相談件数 68件 ・面接相談件数 3件 <b>【令和3年度】</b> ・電話相談件数 44件 ・面接相談件数 4件

## 施策 11 児童虐待防止対策と在宅支援の強化

- ◆一人ひとりの子どもが、家庭において、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するための在宅支援サービスを充実させる。
- ◆区役所・要保護児童支援地域協議会を中心に、学校や医療機関などと連携し、虐待の未然防止から、早期発見・早期対応、再発防止、被害を受けた子どもの回復と自立まで、切れ目のない取組みを社会全体で推進する。
- ◆体罰等によらない子育ての啓発や養育スキル獲得の支援などによる児童虐待の予防や再発防止に取り組む。

### 【令和3年度の取組状況】

- ・様々な課題を抱える特定妊婦等に対し、母子生活支援施設において、妊娠期から出産後の母子への継続的な支援を実施するとともに、育児不安や育児疲れの軽減のため、NPO法人との協働による新たな里親型のショートステイ受入れ専用枠を設置している。
  - ・児童虐待の早期発見・早期対応のため、要保護児童支援地域協議会を中心に関係機関の連携強化に取り組むとともに、子どもの安全確認のための子育て見守り訪問員の派遣等や養育状況の確認に加え、日常の育児・家事への支援を実施している。
  - ・子どもに関する市民団体や機関が参加する「福岡市子ども虐待防止活動推進委員会」による啓発活動、多様な手法による児童虐待防止や児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の啓発に取り組んでいる。
  - ・民間団体と協働で企画する民間の親子支援事業に対し、日本財団から支援を受け、虐待を防ぐための様々な親子支援モデルの構築に取り組んでいる。
- ※コロナ下においても、感染対策を十分行いながら、リスクの早期発見や相談支援の体制強化を行い、継続して子どもや保護者の支援を行っている。

主な事業	事業概要	取組状況 (令和3年度は11月末現在)
児童虐待防止事業	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、子どもや親のケアなどの再発防止などの取組を実施	<b>【令和2年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士資格を持つ職員による法的助言</li> <li>・弁護士への相談事業 45回</li> <li>・弁護士への家事事件審判手続き依頼4件</li> <li>・医学の専門家による助言、所見を求めた件数 36件</li> </ul> <b>【令和3年度】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士資格を持つ職員による法的助言</li> <li>・弁護士への相談事業 31回</li> <li>・弁護士への家事事件審判手続き依頼5件</li> <li>・医学の専門家による助言、所見を求めた件数 10件</li> </ul>

主な事業	事業概要	取組状況 (令和3年度は11月末現在)
虐待防止等強化事業（養育支援訪問事業等）	区保健福祉センター職員等を対象とした虐待対応の専門的な研修、区における虐待防止の広報啓発、養育支援訪問事業などを実施	<p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>虐待相談対応研修の参加者：延べ185人</li> <li>専門研修への派遣者：延べ5人</li> <li>区子育て支援課職員へ助言を行うスーパーバイザー派遣：11回</li> <li>養育支援訪問事業の実施： <ul style="list-style-type: none"> <li>専門的相談支援112家庭・延べ1,242回</li> <li>育児・家事援助（令和2年8月開始）15家庭・延べ198回</li> </ul> </li> <li>児童相談システムを活用した情報共有</li> </ul> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>虐待相談対応研修の参加者：延べ516人</li> <li>専門研修への派遣者：0人</li> <li>区子育て支援課職員へ助言を行うスーパーバイザー派遣：4回</li> <li>養育支援訪問事業の実施： <ul style="list-style-type: none"> <li>専門的相談支援103家庭・延べ1,107回</li> <li>育児・家事援助37家庭・延べ766回</li> </ul> </li> <li>児童相談システムを活用した情報共有</li> </ul>
産前・産後母子支援事業	様々な課題を抱える特定妊婦等に対し、母子生活支援施設において、妊娠期から出産後の母子への継続的な支援を実施	<p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設数 1か所</li> <li>相談件数 122件</li> <li>居住支援世帯数 3世帯</li> </ul> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設数 1か所</li> <li>相談件数 275件</li> <li>居住支援世帯数 4世帯</li> </ul>
子どもショートステイ（子育て短期支援事業）	保護者の育児不安や育児疲れ、病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、NPOによる里親型の専用棟や児童養護施設などで短期間の預かりを実施	<p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施施設 6か所</li> <li>利用延人数 850人</li> </ul> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施施設 6か所</li> <li>利用延人数 830人</li> </ul>
要保護児童支援地域協議会（要支協）（施策10再掲）	医師、弁護士、警察、教育、保育などの機関で構成する協議会において、要保護児童等への支援を図るため、情報交換や支援内容の協議、啓発・広報などを実施	<p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市及び各区において要保護児童支援地域協議会の代表者会議を年1回開催</li> <li>各区の要保護児童支援地域協議会では、受理会議・進行管理会議や地域において開催される関係者会議等の実務者会議を開催 延べ274回</li> <li>個別ケース検討会議 延べ260回</li> </ul> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市及び各区において要保護児童支援地域協議会の代表者会議を年1回開催</li> <li>各区の要保護児童支援地域協議会では、受理会議・進行管理会議や地域において開催される関係者会議等の実務者会議を開催 延べ169回</li> <li>個別ケース検討会議 延べ200回</li> </ul>

主な事業	事業概要	取組状況 (令和3年度は11月末現在)
子ども虐待防止活動推進委員会	子どもに係る団体に構成する「子ども虐待防止活動推進委員会」において、虐待防止に向けた啓発などの活動を展開し、福岡市全体で子どもを見守る取組を実施	<p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進委員会の開催 1回（ワーキンググループ 2回）</li> <li>・子ども虐待防止市民フォーラム：中止</li> <li>・児童虐待対応研修 約150人</li> <li>・児童虐待防止推進月間における啓発活動の実施</li> <li>・啓発カード「つながろうカード」の配布</li> <li>・児童虐待防止推進月間に地下鉄やバス停広告を掲出</li> </ul> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進委員会の開催 1回（ワーキンググループ 2回）</li> <li>・子ども虐待防止市民フォーラム：全国フォーラムとして厚労省と共催(11/7オンライン開催)</li> <li>・児童虐待対応研修 今年度末実施予定</li> <li>・児童虐待防止推進月間における啓発活動の実施</li> <li>・啓発カード「つながろうカード」の配布</li> <li>・児童虐待防止推進月間に地下鉄やバス停広告を掲出、児童虐待相談ダイヤル「189」の啓発動画放映</li> </ul>
子育て見守り訪問員派遣事業	休日・夜間に「泣き声」通告や保護者からの緊急保護の要請があった場合に、「子育て見守り訪問員」が家庭訪問を行い、子どもの安全確認などを実施	<p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当世帯数 234件</li> <li>・訪問延べ件数 373件</li> <li>・目視による確認割合 59.6%</li> <li>・児童移送 0件</li> </ul> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当世帯数 128件 (R3.10月末時点)</li> <li>・訪問延べ件数 196件 (R3.10月末時点)</li> <li>・目視による確認割合 66.9% (R3.10月末時点)</li> <li>・児童移送 1件</li> </ul>
他機関連携強化事業	警察、検察と連携し、児童虐待への法的対応を高めるため、職員の面接手法の取得及びスキルアップを図る	<p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・RIFCR研修（被害児童の発見者を対象とした初期対応法）の実施 3回 参加者（学校教職員、SSW、こども総合相談センター職員等）113人</li> <li>・ChildFirst 司法面接研修（子どもの特性に配慮した被害事実確認面接） こども総合相談センター職員の派遣2人</li> </ul> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・RIFCR研修（被害児童の発見者を対象とした初期対応法）の実施 3回 参加者（学校教職員、SSW、こども総合相談センター職員等）117人</li> <li>・ChildFirst 司法面接研修（子どもの特性に配慮した被害事実確認面接） こども総合相談センター職員の派遣2人（予定）</li> </ul>

主な事業	事業概要	取組状況 (令和3年度は11月末現在)
児童虐待防止医療ネットワーク事業	拠点病院において、地域の医療機関からの相談への助言、教育研修、ネットワーク会議を実施し、市内の医療機関・関係機関相互の連携・支援体制を強化	<b>【令和2年度】</b> ・医療ネットワーク会議開催 2回 ・子ども虐待対応セミナー 参加者 212名 ・拠点病院への児童虐待に関する相談 234件 <b>【令和3年度】</b> ・医療ネットワーク会議開催 2回 ・子ども虐待対応セミナー 参加者 142名 ・拠点病院への児童虐待に関する相談 126件
DV相談・支援推進事業	配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関と連携したDV被害者の支援の実施及び連絡調整、相談員などの研修、DV防止啓発などを実施	<b>【令和2年度】</b> ・DV相談 区保健福祉センター3,566件、市配偶者暴力相談支援センター382件 ・相談員等の専門研修への派遣 延べ134人 ・DV防止啓発等 講師の派遣 2件、講演会の実施 高校2校、啓発カードの配布先 853箇所 ・DV被害者親子等ケア事業 (R2.12開始) 1件 <b>【令和3年度】</b> ・DV相談 区保健福祉センター2,228件、市配偶者暴力相談支援センター291件 ・相談員等の専門研修への派遣 延べ186人 ・DV防止啓発等 講師の派遣 7件、講演会の実施 高校1校、啓発カードの配布先 853箇所 ・DV被害者親子等ケア事業 7件
妊婦健康検査	妊婦及び胎児の健康管理の充実を図るため、委託医療機関にて健康診査を実施	<b>【令和2年度】</b> 妊婦健康診査受診者数 延べ163,182人 <b>【令和3年度】 (R3.10月末時点)</b> 妊婦健康診査受診者数 延べ96,145人
乳幼児健康診査	4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に医師などによる健康診査を実施し、乳幼児の健康管理の向上を図る	<b>【令和2年度】</b> ・乳幼児健康診査受診者数 4か月児 13,127人 10か月児 12,380人 1歳6か月児 12,726人 3歳児 14,190人 <b>【令和3年度】 (R3.10月末時点)</b> ・乳幼児健康診査受診者数 4か月児 6,973人 10か月児 6,237人 1歳6か月児 7,359人 3歳児 7,673人
産婦健康診査	産後間もない母親に対する健康診査を実施し、関係機関と連携して母子への早期支援を実施	<b>【令和2年度】</b> ・産婦健康診査受診者数 延べ3,829人 <b>【令和3年度】 (R3.10月末時点)</b> ・産婦健康診査受診者数 延べ12,898人
母子保健訪問指導	妊産婦・新生児・未熟児等に対して、母子訪問指導員や校区担当保健師などによる訪問指導を実施	<b>【令和2年度】</b> ・妊産婦：延べ10,450人 ・新生児(全戸)：実9,587人 ・未熟児：延べ1,262人 <b>【令和3年度】 (R3.10月末時点)</b> ・妊産婦：年度終了後に集計 ・新生児(全戸)：実4,595人 ・未熟児：年度終了後に集計
こんにちは赤ちゃん訪問事業	民生委員・児童委員が、赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、地域の子育て支援の情報提供などを実施	<b>【令和2年度・令和3年度】</b> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、R2年2月から訪問活動を休止
措置児童の家庭移行支援事業(施策14再掲)	措置児童が家庭復帰できるよう、保護者に対して児童への接し方等の助言やカウンセリングなどの親子支援を行い、また、家庭復帰後も安定的な家族関係の調整を実施	<b>【令和2年度】</b> ・親子関係再構築プログラムの実施 2ケース ・訪問相談支援事業の実施 5ケース <b>【令和3年度】</b> ・親子関係再構築プログラムの実施 1ケース ・訪問相談支援事業の実施 5ケース

## 施策 12 ひとり親家庭の支援

- ◆ひとり親家庭が抱える課題に関する相談に対し、身近な場所で、きめ細かに対応するとともに、生活などを支援する様々な給付制度やサービスの充実、利用促進に取り組む。
- ◆貧困の問題を抱える家庭も多いことから、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて、関係機関と連携して取り組む。

### 【令和3年度の取組状況】

- ・ひとり親家庭支援センターでの就業相談や自立支援プログラム策定事業を引き続き実施するとともに、養育費確保支援事業の実施や、高等職業訓練促進給付金の対象となる資格を拡大するなど、就業や自立に向けた支援に取り組んでいる。

※コロナ下においても、感染対策を十分行いながら、ひとり親家庭支援センター等においてさまざまな相談に対応し、継続して支援の拡充に取り組んでいる。

主な事業	事業概要	取組状況 (令和3年度は11月末現在)
家庭児童相談室 (施策10再掲)	区役所(保健福祉センター)家庭児童相談室において、母子・父子自立相談、婦人相談、家庭・児童相談を実施	<b>【令和2年度】</b> ・母子・父子自立相談 8,428件 ・婦人相談 6,829件 ・家庭・児童相談 23,109件 <b>【令和3年度】</b> ・母子・父子自立相談件 5,736件 ・婦人相談 4,509件 ・家庭・児童相談 20,492件
ひとり親家庭支援センター(就業相談など)	ひとり親家庭支援センターにおいて、各種相談を行うほか、就業に結びつく可能性の高い技能・資格の取得に向けた就業支援講習会や養育費セミナーの開催、自立支援プログラムの策定などを実施	<b>【令和2年度】</b> ・生活相談 1,161件 ・就業相談 2,149件 ・法律相談 103件 ・就業支援講習会等受講者数 354人 ・自立支援プログラム策定件数 55件 <b>【令和3年度】</b> ・生活相談 867件 ・就業相談 1,660件 ・法律相談 78件 ・就業支援講習会等受講者数 207人 ・自立支援プログラム策定件数 50件
男女共同参画推進センターにおける相談	各種相談(総合相談、アミカスDVダイヤル、法律相談、男性相談)を実施	<b>【令和2年度】</b> ・総合相談 2,823件 ・アミカスDVダイヤル 94件 ・法律相談 199件 <b>【令和3年度】</b> ・総合相談 2,164件 ・アミカスDVダイヤル 62件 ・法律相談 107件
母子生活支援施設における自立支援	母子家庭などを入所させ保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者に対する相談、援助を実施	<b>【令和2年度】(令和3年3月1日現在)</b> ・入所世帯数 66世帯 ・入所者数 185人 <b>【令和3年度】(令和3年11月1日現在)</b> ・入所世帯数 65世帯 ・入所者数 175人
ひとり親家庭ガイドブック	ひとり親家庭向けの施策をまとめたガイドブックを発行し、施策の周知を図る	<b>【令和2年度】</b> ・8,000部発行 <b>【令和3年度】</b> ・8,000部発行

主な事業	事業概要	取組状況 (令和3年度は11月末現在)
ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦の修学などの自立促進に必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育などのサービスが必要なときに、家庭生活支援員を派遣し、必要な支援を実施	【令和2年度】 ・利用延人数 183人 ・利用実績 907時間 【令和3年度】 ・利用延人数 194人 ・利用実績 1,000時間
子どもショートステイ(子育て短期支援事業)(施策11再掲)	保護者の育児不安や育児疲れ、病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、NPOによる里親型の専用棟や児童養護施設などで短期間の預かりを実施	【令和2年度】 ・実施施設 6か所 ・利用延人数 850人 【令和3年度】 ・実施施設 6か所 ・利用延人数 830人
子どもの食と居場所づくり支援事業(施策13再掲)	子どもへの食事の提供と居場所づくり活動を行う民間団体への支援を実施	【令和2年度】 ・助成団体数: 18団体 【令和3年度】 ・助成団体数: 19団体
高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、入学準備金、就職準備金の貸付を実施	・実施主体: 市社会福祉協議会 【令和2年度】 ・貸付実績 入学準備金 28件 就職準備金 15件 【令和3年度】 ・貸付実績 入学準備金 18件 就職準備金 22件
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が能力開発のために教育訓練講座を受講し修了した場合に、受講料の一部を助成	【令和2年度】 ・支給件数 19件 ・支給総額 2,578千円 【令和3年度】 ・支給件数 10件 ・支給総額 788千円
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親が看護師などの就職に有利な資格を取得するため、養成機関において1年以上修業している場合に、4年間を上限に給付金を支給	【令和2年度】 ・支給件数 108件 ・支給総額 139,969千円 【令和3年度】 ・支給件数 124件 ・支給総額 77,835千円
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合に、修了時及び合格時に費用の一部を助成	【令和2年度】 ・支給件数 2件 ・支給総額 92千円 【令和3年度】 ・支給件数 1件 ・支給総額 115千円
養育費確保支援事業	ひとり親の養育費の取り決め内容の債務名義化を支援し、養育費の継続した履行確保を図るため、公正証書作成費用等を補助	【令和2年度】 ・支給件数 48件 ・支給総額 985千円 【令和3年度】 ・支給件数 77件 ・支給総額 1,707千円
児童扶養手当	ひとり親家庭などの生活安定と自立を促進するため、18歳に達する日以降の最初の3月31日まで(障がい児については20歳未満)の子どもを監護しているひとり親家庭の親、もしくは養育者に手当を支給	【令和2年度】(R3.3月末時点) ・受給者数 13,421人 【令和3年度】 ・受給者数 13,977人

主な事業	事業概要	取組状況 (令和3年度は11月末現在)
市営住宅におけるひとり親家庭や子育て世帯の優先入居(施策13再掲)	市営住宅の定期募集(抽選方式)の申し込みにあたり、ひとり親家庭や子育て世帯に対する優遇制度を実施。また、ひとり親家庭や子育て(乳幼児)世帯、多子世帯を随時募集の申し込み要件のひとつとする。	<b>【令和2年度】</b> ○定期募集(抽選方式)において、ひとり親世帯や子育て世帯の優先入居を実施 ・抽選優遇(一般世帯より抽選番号を多く割り振り)【ひとり親世帯、子育て(乳幼児)世帯】 ・別枠募集(一般世帯とは別に住戸を確保)【子育て(中学生以下)世帯 募集戸数286戸】 ・入居時の収入基準を緩和 ○随時募集 16件(ひとり親家庭等の要件に該当) <b>【令和3年度】</b> ○定期募集(抽選方式)において、ひとり親世帯や子育て世帯の優先入居を実施 ・抽選優遇(一般世帯より抽選番号を多く割り振り)【ひとり親世帯、子育て(乳幼児)世帯】 ・別枠募集(一般世帯とは別に住戸を確保)【子育て(中学生以下)世帯 募集戸数226戸】 ・入居時の収入基準を緩和 ○随時募集 5件(ひとり親家庭等の要件に該当)
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子、父子、寡婦世帯の生活の安定と、その扶養する子どもの福祉の増進を図るため、原則、無利子で修学資金・就学支度資金などの貸付を実施	<b>【令和2年度】</b> ○貸付実績 460件 225,953千円 ○償還実績 ・収入済額 494,572千円 ・現年度償還率 87.2% ・過年度償還率 5.2% <b>【令和3年度】</b> ○貸付実績 270件 140,471千円 ○償還実績 ・収入済額 367,204千円 ・現年度償還率 88.2% ・過年度償還率 4.6%
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の親と子ども、父母のない子どもの経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費を助成(一部自己負担あり。児童扶養手当に準拠した所得制限あり)	<b>【令和2年度】</b> ○対象者数 27,814人 ○受診件数 184,246件 ○総医療費 3,931,411千円 ○助成額 870,483千円 1人あたり助成額 31,297円 1件あたり助成額 4,725円 <b>【令和3年度】(R3.10月末時点)</b> ○対象者数 27,462人 ○受診件数 116,520件 ○総医療費 2,557,452千円 ○助成額 542,875千円 1人あたり助成額 19,768円 1件あたり助成額 4,659円
寡婦(夫)控除のみなし適用	婚姻歴のないひとり親に対し、保育料等への寡婦(夫)控除のみなし適用を実施	<b>【令和2年度】</b> ・保育所保育料 41人 <b>【令和3年度】</b> ・保育所保育料 21人

## 施策 13 子どもの貧困対策の推進

- ◆子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する。
- ◆教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援について、国や県などと連携しながら、子どもの貧困の改善に資する施策・事業に取り組む。

### 【令和3年度の取組状況】

- ・食事の提供と居場所づくり活動を行う民間団体に対する助成や立ち上げ、運営の支援を引き続き行っている。
  - ・子どもの貧困の改善のため、区役所、社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーを中心に、相談機関・地域・学校など関係部局が連携し、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に取り組んでいる。
- ※コロナ下においても、子ども食堂においては、食料配布の場合も含め、引き続き支援を行っている。生活自立支援センターでは、相談者の状況に応じたきめ細かな支援を実施している。

主な事業	事業概要	取組状況 (令和3年度は11月末現在)
高校進学支援プログラム	生活保護世帯の中学校3年生の子ども及びその親に対し、進学費用の準備や学習環境の確立など高校進学への意識を高めるための支援を実施	<b>【令和2年度】</b> ・卒業者 322名のうち、304名が進学（高等学校等、専修学校（一般課程）・各種学校・公共職業能力開発施設等を含む） <b>【令和3年度】</b> ・年度終了後に集計
ふれあい学び舎事業	すべての小学校で、地域、家庭と連携した放課後補充学習を実施し、「共育」による学力向上の取組を進める	<b>【令和2年度】</b> ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し休止 <b>【令和3年度】</b> ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し休止を継続
地域学び場応援事業	保護者を中心とした地域グループが中学生を対象に実施する放課後補充学習活動を支援	<b>【令和2年度】</b> ・6グループを助成 <b>【令和3年度】</b> ・8グループを助成
就学援助	児童生徒が国・県・市立小中学校に通学するうえで、経済的な理由によって、給食費、学用品費、修学旅行費など学校での学習に必要な費用の支払いが困難な保護者に援助することにより、児童生徒が支障なく義務教育を受けることができるように支援	<b>【令和2年度】</b> ○受給者 小学生 17,464人 中学生 8,452人 合 計 25,916人 ○支給額 小学生 1,193,032千円 中学生 914,490千円 合 計 2,107,522千円 <b>【令和3年度】</b> ○受給者 小学生 16,903人 中学生 8,631人 合 計 25,534人 ○支給額 小学生 632,363千円 中学生 482,566千円 合 計 1,114,929千円

主な事業	事業概要	取組状況 (令和3年度は11月末現在)
福岡市教育振興会奨学金	経済的な理由により高校などへの進学が困難な生徒に対し、入学資金及び奨学資金を貸与し、修学を支援	【令和2年度】 ・年間貸与人数：2,435人 【令和3年度】 ・年間貸与人数：1,959人
進学準備給付金	生活保護受給世帯の子どもの大学等への進学支援のため、進学する高校3年生に一時金を支給	【令和2年度】 支給実績 120件、17,000千円 【令和3年度】(R3.10月末時点) 支給実績 48件、7,000千円
特別支援教育就学奨励費	児童生徒が市立小中学校の特別支援学級に通学・通級するうえで、経済的な理由によって、給食費、学用品費、修学旅行費など学校での学習に必要な費用の支払いが困難な保護者に援助することにより、児童生徒が支障なく義務教育を受けることができるように支援	【令和2年度】 ○受給者 小学生 1,027人 中学生 264人 合 計 1,291人 ○支給額 小学生 25,121千円 中学生 11,301千円 合 計 36,422千円 【令和3年度】 ○受給者 小学生 1,201人 中学生 318人 合 計 1,519人 ○支給額 小学生 13,276千円 中学生 6,258千円 合 計 19,534千円
子どもの食と居場所づくり支援事業	子どもへの食事の提供と居場所づくり活動を行う民間団体への支援を実施	【令和2年度】 ・助成団体数：18団体 【令和3年度】 ・助成団体数：19団体
貧困の状況にある子どもを支える地域ネットワーク構築事業	貧困の状況にある子どもを支えるネットワークを構築するため、子どもの食と居場所づくりを行う民間団体の立上げ支援、研修会、情報交換会等を実施	【令和2年度】 ・相談実績 395件 ・子ども食堂ネットワーク化 35団体 ・食材提供の仕組みづくりと運営 JA福岡市との協働事業、ベジフルスタジアム活性化委員会との協働事業を実施 ・支援対象者(CSW/SSW)研修会、地域とSSWとの情報交換(7区)、子ども食堂実績報告会 参加者総数 127人 ・子ども食堂開設希望者向け講習会 延べ43人参加 【令和3年度】 ・相談実績 355件 ・子ども食堂ネットワーク化 36団体 ・食材提供の仕組みづくりと運営 JA福岡市との協働事業、ベジフルスタジアム活性化委員会との協働事業を実施 ・支援対象者(CSW/SSW)研修会、地域とSSWとの情報交換(7区)、子ども食堂実績報告会 参加者総数 (年度終了後に集計) ・子ども食堂開設希望者向け講習会 延べ73人参加
子ども・若者支援地域協議会	各機関が行う支援を適切に組み合わせることで、子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等で構成する協議会を設置(現在は、福岡市子ども・子育て審議会をこれに充てている)	【令和2年度】 ・福岡市若者支援フォーラムを開催 【令和3年度】 ・協議会の再編に向けた準備会を開催(3回) ・福岡市若者支援団体ネットワーク交流会を開催(2回)

主な事業	事業概要	取組状況 (令和3年度は11月末現在)
福岡市生活自立支援センター	生活困窮者の相談窓口である生活自立支援センターの相談支援員の中に、主に子どもの教育や養育等に関する相談支援を担当する「子ども支援員」を配置	<b>【令和2年度】</b> ○新規相談受付件数 23,467件 ○支援対象者数 1,799人 ○就労支援対象者数 369人 ○就労決定者数 48人 <b>【令和3年度】</b> (R3.10月末時点) ○新規相談受付件数 6,920件 ○支援対象者数 867人 ○就労支援対象者数 212人 ○就労決定者数 66人
子どもの健全育成支援事業(相談・学習)	○相談支援 未成年の子どもがいる生活保護世帯及び生活困窮世帯に対し、関係機関との連携を図りながら世帯が抱える様々な課題に係る相談・支援を実施  ○学習支援 生活保護世帯及び生活困窮世帯で、社会的な繋がりがなく学習が遅れている子どもに対し、高等学校等への進学及び中途退学防止を目的として学習支援を実施	<b>【令和2年度】</b> ○相談支援 ・支援対象者数 302世帯(1,018人) ①受験・進学への意欲がみられた 51件 ②不登校が改善・解消した 32件 ③保護者の養育姿勢に改善が見られた 18件 ○学習支援 ・支援対象者数 29人 ・受験した中学3年生12人は全員高校進学。その他の支援対象者についても、学習意欲の向上や不登校の改善が見られた。 <b>【令和3年度】</b> (R3.10月末時点) ○相談支援 ・支援対象者数 313世帯(1,033人) ○学習支援 ・支援対象者数 25人
スクールソーシャルワーカー活用事業	教育と福祉の両面から、課題を抱える児童生徒の家庭や学校に働きかけ、こども総合相談センターなどの関係機関と連携して、児童生徒の課題の改善を図る	<b>【令和2年度】</b> ・配置人数 69人(正規職員の拠点校スクールソーシャルワーカー7名含む) ・相談件数 4,730件 ・介入件数 1,484件 ・終結件数 761件 <b>【令和3年度】</b> ・配置人数 71人(正規職員の拠点校スクールソーシャルワーカー7名含む) ・相談件数 3,377件 ・介入件数 834件 ・終結件数 193件
社会的養護自立支援事業(施策14再掲)	18歳に到達し、児童福祉司による支援終結となった施設等退所者に対して、社会的養護自立支援員が引き続いて支援を実施し、生活の安定と将来の自立に結び付ける	<b>【令和2年度】</b> ・支援員による支援件数：18ケース <b>【令和3年度】</b> ・支援員による支援件数：22ケース

主な事業	事業概要	取組状況 (令和3年度は11月末現在)
市営住宅におけるひとり親家庭や子育て世帯の優先入居	市営住宅の定期募集(抽選方式)の申し込みにあたり、ひとり親家庭や子育て世帯に対する優遇制度を実施。また、ひとり親家庭や子育て(乳幼児)世帯、多子世帯を随時募集の申し込み要件のひとつとする。	<p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期募集(抽選方式)において、ひとり親世帯や子育て世帯の優先入居を実施。</li> <li>・抽選優遇(一般世帯より抽選番号を多く割振り) <ul style="list-style-type: none"> <li>【ひとり親世帯、子育て(乳幼児)世帯】</li> </ul> </li> <li>・別枠募集(一般世帯とは別に住戸を確保)【子育て(中学生以下)世帯 募集戸数 286戸】</li> <li>・入居時の収入基準を緩和</li> <li>○随時募集 16件(ひとり親家庭等の要件に該当)</li> </ul> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期募集(抽選方式)において、ひとり親世帯や子育て世帯の優先入居を実施。</li> <li>・抽選優遇(一般世帯より抽選番号を多く割振り) <ul style="list-style-type: none"> <li>【ひとり親世帯、子育て(乳幼児)世帯】</li> </ul> </li> <li>・別枠募集(一般世帯とは別に住戸を確保)【子育て(中学生以下)世帯 募集戸数 226戸】</li> <li>・入居時の収入基準を緩和</li> <li>○随時募集 5件(ひとり親家庭等の要件に該当)</li> </ul>
実費徴収に係る補足給付事業	生活保護世帯や低所得世帯等に対して、保育所・幼稚園などに支払う日用品費や行事参加費、副食費などの実費について助成	<p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○給付児童数(教材費等) 225人</li> <li>○給付児童数 <ul style="list-style-type: none"> <li>(副食費・国基準) 3,303人</li> <li>(副食費・市基準) 1,516人</li> </ul> </li> </ul> <p>【令和3年度】(副食費はR3.9月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○給付児童数(教材費等) 289人(申請数)</li> <li>○給付児童数 <ul style="list-style-type: none"> <li>(副食費・国基準) 2,927人</li> <li>(副食費・市基準) 1,394人</li> </ul> </li> </ul>

## 施策 14 社会的養護体制の充実

### ◆家庭養育優先原則（児童福祉法第3条の2）に従い

- ・子どもが、早期に、法的に永続性を保障された家族のもとで養育されるよう、こども総合相談センター、区役所、フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)、里親、社会的養護関連施設などが連携し、親子関係再構築や家庭復帰の支援などに取り組む。
- ・社会的養護を必要とする子どもを、家庭と同様の養育環境で養育できるよう、継続的な里親のリクルートによる受け皿の確保や養育の質を確保するための里親の支援・研修などに取り組む。
- ・さまざまな子どものニーズに応じた養育を提供できる社会的養護体制の充実に図るとともに、乳児院・児童養護施設等が里親家庭等を支援するための機能転換等を推進する。

### ◆若者に関わる機関や団体との連携を進め、必要な支援やサービスに的確につなぐなど、里親や社会的養護関連施設から社会へ自立する子ども・若者の支援を強化する。

#### 【令和3年度の取組状況】

- ・里親のリクルートによる受け皿の確保や養育の質を確保するための里親の支援・研修などを、子どもに関わるNPOと共働して継続的に取り組んでいる。
- ・児童心理治療施設の運営、里親や児童養護施設との連携など、虐待を受けた子どもの心理的ケアや親子関係再構築に向けた支援の充実に図っている。また、こども総合相談センターの社会的養護自立支援員による施設等退所者の自立支援に取り組んでいる。
- ・子ども・若者支援地域協議会の準備会を開催するなど若者の支援体制づくりに取り組んでいる。

※コロナ下においても、里親リクルートのためのイベントをオンラインで実施するなど、感染対策を十分行いながら、継続して里親制度の啓発に取り組んでいる。

主な事業	事業概要	取組状況 (令和3年度は11月末現在)
措置児童の家庭移行支援事業	措置児童が家庭復帰できるよう、保護者に対して児童への接し方等の助言やカウンセリングなどの親子支援を行い、また、家庭復帰後も安定的な家族関係の調整を実施	<b>【令和2年度】</b> ・親子関係再構築プログラムの実施 2 ケース ・訪問相談支援事業の実施 5 ケース <b>【令和3年度】</b> ・親子関係再構築プログラムの実施 1 ケース ・訪問相談支援事業の実施 5 ケース
里親制度推進事業	NPOなどとの共働による「里親養育支援共働事業」に取り組み、里親制度の普及啓発や里親研修などによる里親支援を実施	<b>【令和2年度】</b> ・里親登録数 264 世帯 ・里親等委託率 56.9% ・里親フォーラム「新しい絆」を2回開催 <b>【令和3年度】(R3.11.1現在)</b> ・里親登録数 274 世帯 ・里親等委託率 56.7% ・里親フォーラム「新しい絆」 1回目：R3.10.2（オンライン開催） 2回目：R4.3月予定

主な事業	事業概要	取組状況 (令和3年度は11月末現在)
里親養育包括支援(フォスタリング)事業	保護者の病気や経済困窮等により家庭で暮らすことができない子どもの緊急な一時保護にも対応可能な養育里親を開拓・育成し、登録から委託、委託解除後までの一貫した支援を実施	<p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問い合わせ件数 159 件</li> <li>・里親新規登録世帯数 10 世帯(累計登録世帯数 47 世帯)</li> <li>・一時保護委託児童数 32 人</li> <li>・委託児童数 14 人</li> </ul> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問い合わせ件数 178 件</li> <li>・里親新規登録世帯数 8 世帯(累計登録世帯数 55 世帯)</li> <li>・一時保護委託児童数 21 人</li> <li>・委託児童数 9 人</li> </ul>
児童養護施設等のケア単位の小規模化	児童養護施設などにおいて家庭的な環境で養育できるよう、今後社会的養護が必要となる児童数などを見込みながら、ケア単位の小規模化を促進	<p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模化を実施済の施設数 2 か所</li> </ul> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模化を実施済の施設数 2 か所</li> <li>・小規模化に着手した施設数 1 か所</li> </ul>
児童心理治療施設	専門的なケアを必要とする児童に適切な治療や支援を行う入所・通所機能を持つ“児童心理治療施設”をえがお館内に設置	<p>【令和2年度】(R3. 3. 1 時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所児童数 8 人</li> <li>・通所児童数 4 人</li> </ul> <p>【令和3年度】(R3. 11. 1 時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所児童数 8 人</li> <li>・通所児童数 8 人</li> </ul>
自立援助ホーム	児童養護施設などを退所した子どもなどに対し、共同生活を営むべき住居(自立援助ホーム)において、相談その他の日常生活支援、生活指導、就業の支援を行うとともに、退所した子どもなどへの相談などの援助を実施	<p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設数 3 か所</li> </ul> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設数 3 か所</li> </ul>
社会的養護自立支援事業	18歳に到達し、児童福祉司による支援終結となった施設等退所者に対して、社会的養護自立支援員が引き続いて支援を実施し、生活の安定と将来の自立に結び付ける	<p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員による支援件数：18 ケース</li> </ul> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員による支援件数：22 ケース</li> </ul>
子ども・若者支援地域協議会(施策13再掲)	各機関が行う支援を適切に組み合わせることで、子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等で構成する協議会を設置(現在は、福岡市子ども・子育て審議会をこれに充てている)	<p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市若者支援フォーラムを開催</li> </ul> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の再編に向けた準備会を開催(3回)</li> <li>・福岡市若者支援団体ネットワーク交流会を開催(2回)</li> </ul>

## 施策 15 子どもの権利擁護の推進

- ◆子どもの権利擁護の理念について様々な機会を捉えて啓発し、虐待、体罰、いじめの防止などに取り組むとともに、子どもに関わるあらゆる分野において、子どもの権利を尊重し、「子どもの最善の利益」を考慮した社会全体の取組みを推進する。
- ◆いじめの防止・対応については、各学校における未然防止や早期発見・即対応、児童生徒への教育の充実、地域や家庭、関係機関との連携等により、いじめ防止対策を推進する。
- ◆国による施策等の動向も踏まえながら、里親や社会的養護関連施設に一時保護や措置された子どもが意見表明できる支援などに取り組むとともに、地域や学校など子どもに関わる様々な分野で子どもたちの意見表明が支援され、その意見が尊重される社会づくりをめざす。
- ◆外国にルーツをもつ子どもや性的マイノリティの子どもを含むすべての子どもが、互いの違いを認めあい、共に生きる心を育む環境づくりを進める。

### 【令和3年度の取組状況】

- ・アンケートにより不登校やいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめゼロプロジェクトを推進し、いじめ防止対策に取り組んでいる。
  - ・すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、地域、学校・保育所、イベントなどのさまざまな機会を捉えて、子どもの権利に関する周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動を実施している。
- ※コロナ下においても、子ども日本語サポートプロジェクトを一部オンラインで実施するなど、感染対策を十分行いながら、事業の推進に取り組んでいる。

主な事業	事業概要	取組状況 (令和3年度は11月末現在)
Q-Uアンケートの実施	不登校やいじめの未然防止及び早期発見のための、Q-Uアンケートを行い、この分析結果に基づいた支援を実施	【令和2年度】 ・Q-Uアンケートをすべての小学校4年生から中学校3年生までを対象に年1回または、学校の実態に応じて年2回実施 【令和3年度】 ・Q-Uアンケートをすべての小学校4年生から中学校3年生までを対象に年1回または、学校の実態に応じて年2回実施
いじめゼロプロジェクト	いじめの未然防止の観点から、児童生徒が主体的にいじめについて考え、いじめが起きにくい学級や学校を作る取組及び保護者・地域などへの啓発活動を実施	【令和2年度】 ・2月に各学校の代表児童生徒がオンラインでつながり、「いじめゼロミーティング」を開催した。 【令和3年度】 ・11月に小学5年生から中学3年生までの全児童生徒が各教室からオンラインで参加し、「いじめゼロサミット2021」を開催した。 ・各学校で、児童生徒が主体となった「いじめゼロ実現プロジェクト」に取り組んでいる。
処遇困難事例等専門部会による子どもの意見聴取・審議	児童の最善の利益を確保するために、児童や保護者の意見が児童相談所と異なるときなどには、こども・子育て審議会「処遇困難事例専門部会」において意見聴取・審議を実施	【令和2年度】 ・実績なし 【令和3年度】 ・実績なし

主な事業	事業概要	取組状況 (令和3年度は11月末現在)
地域での人権教育の推進	公民館や市民センターなどを中心に、子どもの人権に関する学習の場の提供や研修会、講演会などの啓発事業を実施	<p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公民館 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数 352回</li> <li>・参加延べ人数 10,264人</li> </ul> </li> <li>○市民センター <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数 18回</li> <li>・参加延べ人数 1,745人</li> </ul> </li> </ul> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公民館 年度終了後に集計</li> <li>○市民センター <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数 13回</li> <li>・参加延べ人数 1,558人</li> </ul> </li> </ul>
学校・保育所などでの人権教育・保育の推進（保育所）	教育活動全体を通じた人権教育・保育を教員及び職員の共通理解・認識のもとに、組織的・計画的に推進し、子どもの人権感覚を高め、さまざまな人権問題に取り組む実践的な行動力を育成	<p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立、私立、公私立合同で研修会を実施 研修回数494回 参加延べ人数7,678人</li> </ul> </li> </ul> <p>【令和3年度】（保育協会分を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立、私立、公私立合同で研修会を実施 研修回数74回 参加延べ人数1,505人</li> </ul> </li> </ul>
学校・保育所などでの人権教育・保育の推進（学校）	教育活動全体を通じた人権教育・保育を教員及び職員の共通理解・認識のもとに、組織的・計画的に推進し、子どもの人権感覚を高め、さまざまな人権問題に取り組む実践的な行動力を育成	<p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育指導の手引き」を、非常勤を除く全ての教職員に配付 活用 小学校137校（95.1%） 中学校59校（85.5%）</li> <li>・令和元年度人権に関わる事象について福岡市全体の傾向や課題などの集計・分析し、まとめた資料を各学校に配付</li> </ul> </li> </ul> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育指導の手引き」を、非常勤を除く全ての教職員に配付 活用 R3.3月集計</li> <li>・令和2年度人権に関わる事象について福岡市全体の傾向や課題などの集計・分析し、まとめた資料を各学校に配付</li> </ul> </li> </ul>
人権啓発センター事業の推進	市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指して、人権についての啓発、情報提供、相談などの事業を実施	<p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権を尊重する市民の集い、ココロセミナーにおいて、子どもに関する人権啓発を実施した。 参加者339名</li> </ul> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権を尊重する市民の集いにおいて、子どもに関する人権啓発を実施 参加者159名</li> </ul>
子ども日本語サポートプロジェクト	福岡市立小・中学校、特別支援学校（小・中学部）に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が、いち早く日本の学校生活になじみ、日本語での学習に取り組めるようになることを目的として、日本語指導等のサポートを行う	<p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語指導等のサポートを受けたのは354人</li> </ul> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語指導等のサポートを受けたのは293人</li> </ul>

# 支援が必要な子どもと家庭を支える取組み

## 背景

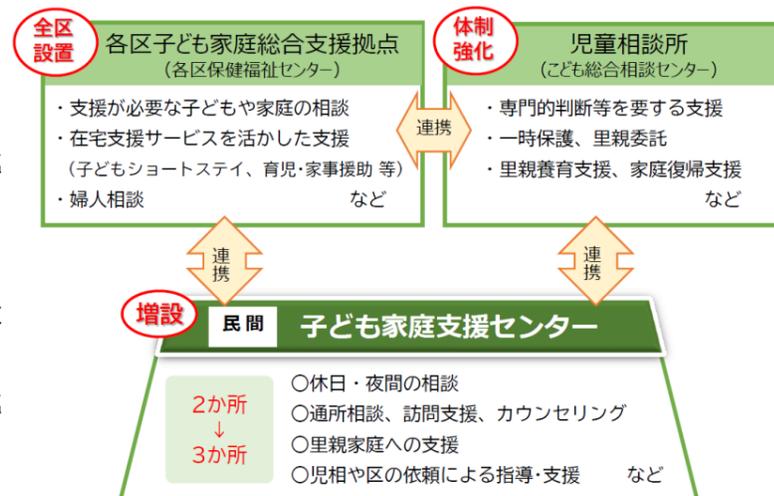
- **平成 28 年児童福祉法改正**
  - ・子どもが権利の主体であることを明確にするとともに、子どもが家庭で心身ともに健やかに養育されるよう保護者を支援することを国と地方自治体の責務とした。
  - ・子ども家庭総合支援拠点設置が努力義務となるなど、児童虐待予防に向けた市町村における在宅支援の強化が盛り込まれた。
- **児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加**  
福岡市：平成 27 年度 563 件 → 令和 2 年度 2,637 件
- **第5次福岡市子ども総合計画(令和 2 年 3 月策定)**
  - 施策 10 子ども家庭支援体制の充実**
    - ・区子ども家庭総合支援拠点の整備（区役所の相談支援体制強化）
    - ・子ども家庭支援センターの充実
  - 施策 11 児童虐待防止対策と在宅支援の強化**
    - ・在宅支援サービスの充実などによる未然防止の強化  
育児・家事援助や産前・産後の予防的な支援などの実施、身近な地域の里親等を活用するなど子どもショートステイの利用確保 等
  - 施策 14 社会的養護体制の充実**
    - ・施設機能の向上・転換  
乳児院等は一時保護やショートステイ、予防的な支援を担う多機能な施設へ転換

## 取組み ★新規 ☆拡充

### (1) 子ども家庭支援体制の充実

子どもに関する様々な相談について、子どもや家族が適切な機関で支援を受けられるよう相談支援体制を充実させる。

- **令和 2 年度**
  - ★**児童心理治療施設開設**  
入所の心理治療、通所の専門相談
  - ☆**こども総合相談センターの体制強化**
  - ★**産婦健康診査**
- **令和 3 年度**
  - ★**全区に子ども家庭総合支援拠点設置**  
区子育て支援課の体制強化
  - ☆**こども総合相談センターの体制強化**
  - ☆**子ども家庭支援センターの増設**  
2 か所 → 3 か所 12/1 東区に開設



### (2) 在宅支援サービスの充実による虐待の未然防止の強化

児童虐待の未然防止に向け、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するため、「虐待予防」のための支援メニューを充実させる。

- **令和 2 年度**
  - ★**産前・産後母子支援事業**  
特定妊婦等に対する妊娠相談(SNS等オンライン相談含む)、訪問支援、生活・居住支援など、産前から産後まで包括的に支援する産前・産後母子支援センター「こももティエ」を開設
  - ☆**養育支援訪問事業** 虐待リスクのある家庭への育児・家事ヘルパー等の派遣を開始
  - ☆**子どもショートステイ事業** 休息のための宿泊預かりについてNPO法人の施設定員を拡充
  - ★**DV被害者親子等ケア事業**  
暴力による心理的影響からの回復のためカウンセリングを実施
- **令和 3 年度**
  - ★**支援対象児童等見守り強化事業 (R3.12.1~)**  
特に支援が必要な家庭を訪問し、食事提供・生活指導等による見守りを実施
  - ★**ヤングケアラー専用相談窓口 (R3.11.15~)** 専用相談窓口を開設しコーディネーターが支援

### (3) 虐待防止のさらなる強化に向けた支援の構築 ~社会的養護施設等の機能の向上・転換~

市が民間団体と協働で企画する民間の親子支援事業に対し、日本財団が5年間で5億円規模の助成を行うことで事業を実施・検証し、虐待を防ぐための様々な「親子支援モデル」を構築する。

